附　則

（施行期日）

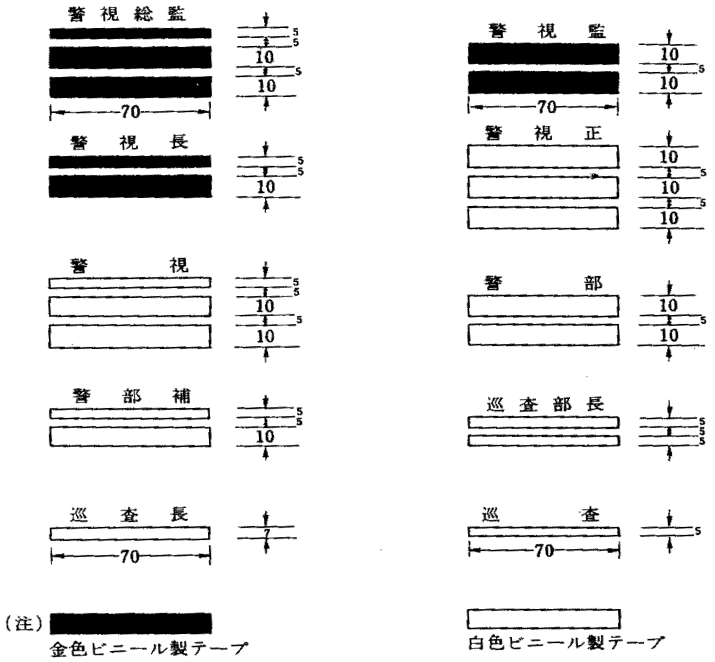
1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　別表に掲げる被服又は装備品の色若しくは地質又は制式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ヘルメット用階級表示



ヘルメット用階級表示

